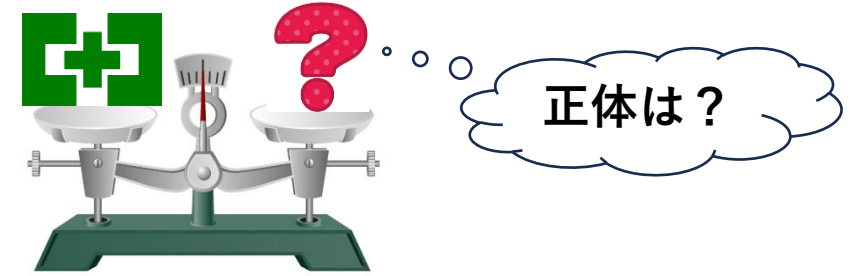


4-1. 職場の安全・安心はリスクアセスメントから

◆安全という価値とは何？

いろいろな見方がありますが一例として



どんな企業であっても達成しておかなければ
成立しない最低限の価値

人の命、生活の安心が保てる価値

失われて初めてその大切（価値）に気付く

当たり前すぎて目に見えない安全というものに対して
真摯に向き合い、そこに自ら価値を認める

4-1. 職場の安全・安心はリスクアセスメントから

◆安全職場を目指すために脱却すべきこと

- 経営トップの関与が薄い
- 災害が起きていないから安全と思い込み
- ケガは被災者の不注意のせい
- 職場にリスクを放置
- 安全かどうかをリスクの大きさに判断しない



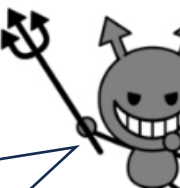
大問題



経済性



快適性



高速性

4-1. 職場の安全・安心はリスクアセスメントから

◆安全の評価は？

「労働安全衛生法等の法令で規制されていない
=安全」ではない

「労働災害が発生していない=安全」ではない



⇒安全かどうかは、

ポイント

リスクアセスメントの結果で判断する！

4-1. 職場の安全・安心はリスクアセスメントから

◆リスクアセスメントの法的位置づけは？



○労働安全衛生法第28条の2（一般）

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講じるように努めなければならない。

○労働安全衛生法第57条の3（化学物質）

事業者は第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物質による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

4-1. 職場の安全・安心はリスクアセスメントから

少しおさらい

◆安全の定義

許容不可能なリスクがない状態



◎ポイント

- 許容可能なリスクは残ってもよい。
- リスクの大きさを判断するのは「現在」。
- 「現在」存在するリスクの大きさを
将来を予測できる。

ポイント

4-1. 職場の安全・安心はリスクアセスメントから

◆リスクアセスメントとは、

リスクの大きさが許容可能か否か（安全か危険か）を判断すること

⇒言い換えれば、繰り返しになりますが、

リスクアセスメントをしなければ安全かどうか判断できない。

⇒危険のある職場で労働者は働くことを望んでる？

⇒⇒No×



大きなリスクを許容可能なリスクまで低減させて、
安全・安心な場所や時間を提供する義務が事業者にはある。

労働の対価は賃金であり、

意識のポイント

身体や健康を損なわせることは許されない！！

4-1. 職場の安全・安心はリスクアセスメントから

リスクアセスメントに関する「情報の場」



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

▶ HOME ▶ お問い合わせ

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

ホーム > 安全衛生キーワード > リスクアセスメント

安全衛生キーワード

安全衛生のキーワードで関心が高いものについて解説しています。

▶ リスクアセスメント

1 リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、事業者は、その結果に基づいて適切な労働災害防止対策を講じる必要があります。労働安全衛生法第28条の2では、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置」として、製造業や建設業等の事業場の事業者は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に取り組むことが努力義務とされ、その適切かつ有効の実施のために、厚生労働省から「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公表されています。

職場のあんぜんサイトQR
(リスクアセスメント)



このサイト内には



リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム
小規模事業者を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類の作業・業種別に) リスクアセスメントの実施を支援します。

初めの方へ
使用する際の
注意事項

製造業、サービス業、運輸業 建設業

製品組立作業 マトリクスを用いた方法 解説
熱処理作業 マトリクスを用いた方法 解説
溶接作業 マトリクスを用いた方法 解説
成形作業 マトリクスを用いた方法 解説
木材加工作業 マトリクスを用いた方法 解説
塗装作業 マトリクスを用いた方法 解説
めっき作業 マトリクスを用いた方法 解説
金属加工作業 マトリクスを用いた方法 解説
印刷・製本作業 マトリクスを用いた方法 解説
鋳物製造業 マトリクスを用いた方法 解説
ビルメンテナンス業 マトリクスを用いた方法 解説
産業廃棄物処理業 マトリクスを用いた方法 解説
自動車整備業 マトリクスを用いた方法 解説
荷役作業(運輸業等) マトリクスを用いた方法 解説
食品加工作業 マトリクスを用いた方法 解説
数値化による方法(詳細説明)
数値化による方法
(自動車整備業・食品加工作業・ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・自動車修理業)ここでは、「危険又は有害等の調査」、「危険又は有害等の発生可能性」、「発生する危険を一定の作業によりそれぞれ数値化し、それらを数値化(数値化)してリスクを算出する方法を説明します。

化学物質のリスクアセスメント
実施支援のページはこちら

利用版
全利用版
[3種類の作業・業種以外の作業場]に利用フォームのダウンロードを推奨します。

4-2. 安全衛生活動を展開

◆行っていたいただきたいその他の活動

(1) 安全衛生実行計画の作成・実施

安全衛生実行計画を作成するのは、安全衛生活動における基盤。
まず、どんなことをするか、取り決めた上で、計画通りに実施していくことが重要です。

※計画を作成する際に盛り込むポイント

- 基本方針・・・全体で目指すべき安全衛生活動の方針を記載
- 目 標・・・基本方針を数値化した目標を設定
- 重点実施事項・・・基本方針や目標を達成するために、具体的に
どんなことをするかまで落とし込んだ実施すべき事項を提示

4-2. 安全衛生活動を展開

◆行っていたきたいその他の活動

(2) 職場巡視、安全衛生パトロールの実施

職場の定期的な見回りを行い、危険要因が潜んでいないか、チェックすることが重要です。

※職場巡視の観点／ポイント

- 危険な行動を取っている人はいないか
- 事業場内、設備・装置は安全な状態となっているか
- 5S は徹底できているか
- 問題を見つけたその場で指摘する
- 労働者とともに改善策を検討する
- 些細なことも指摘する
- 指摘事項を委員会等で情報共有する



4-2. 安全衛生活動を展開

◆行っていたきたいその他の活動 (3) 安全衛生教育の実施



労働者自身に安全衛生は重要である、必要であると認識するとともに、自分ごととして捉えてもらうための意識向上の取り組みです。

※安全衛生教育を実施するポイント

- ◎受講者の立場に立ち、レベルやペースに合わせて理解を確認しながら進める
- ◎抽象的な言葉はできる限り避け、具体的な言葉を使って教える
- ◎なぜそれが安全衛生につながるのか、理由を教えて覚えてもらう
- ◎簡単なことから難しいことへ、全体から細部へと、順序立てて教える

4-2. 安全衛生活動を展開

◆行っていたきたいその他の活動

(4) 危険予知活動 (KYK) の実施

労働災害や事故の原因となりうる、不安全行動や不安全状態（リスクファクター）を予知したり予測したりするとともに、どうすれば安全な状態にできるか解決能力を高めるための取り組み（訓練）です。

※危険感受性を高める

(5) ヒヤリハット報告の収集

危険情報として収集すれば、将来的に起こりうる大事故のリスクを一つでも多く減らせます。

・ ・ ・ etc

4-3. 「安全は作るもの」ということを忘れていませんか

◆まとめ①

安全衛生活動の「活動」とは？（国語辞典）

働き動くこと。活気をもって、
または積極的に働くこと。



「活動の成果（過程）」

危険性や有害性を低減させた
安心・安全な職場を実現すること。

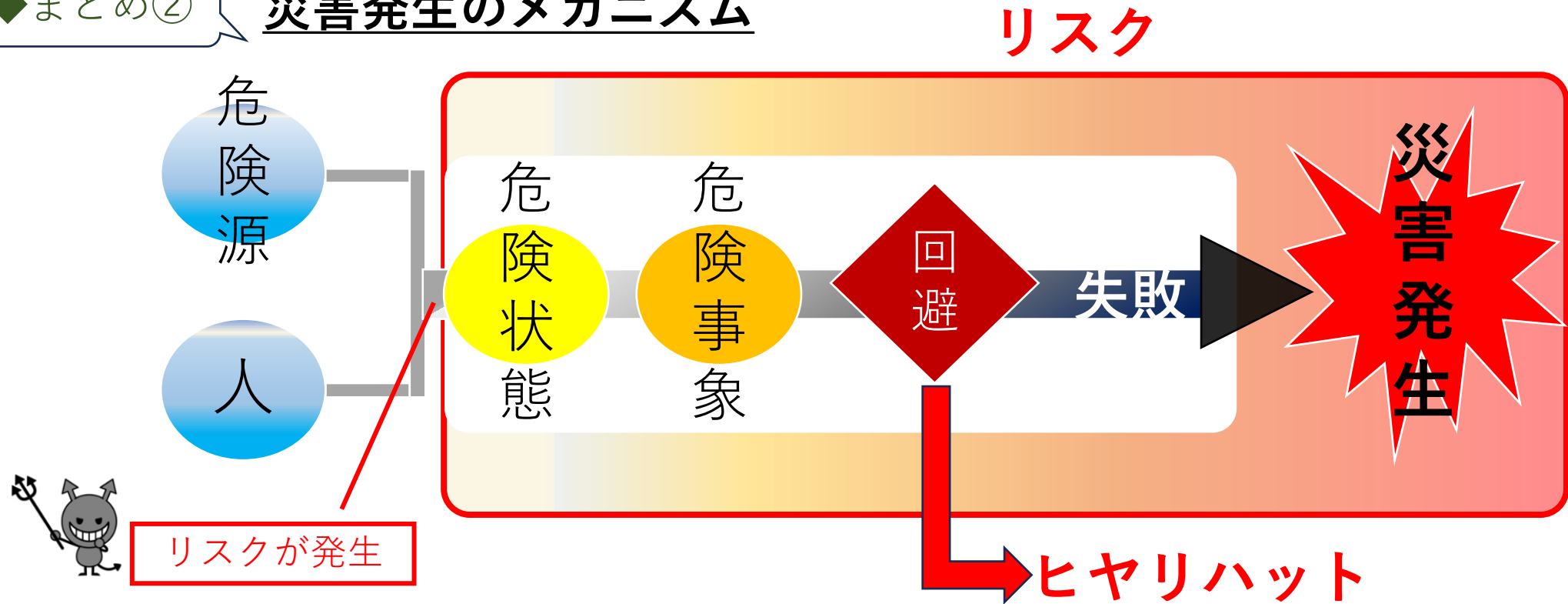
ポイント

そのためには、災害が発生するメカニズムを理解し、
危険性や有害性を評価して低減させる手法、
リスクアセスメントの継続的な推進が必須！

4-3. 「安全は作るもの」ということを忘れていませんか

◆まとめ②

災害発生メカニズム



「活動の結果（到達点）」※目指すところ
だれもが望む、職場における労働災害が無くなる。



目次

(1) 序章

(2) 労働災害の発生状況等について (R6年 松山監督署 全産業 等)

(3) 松山第14次労働災害防止計画 (進捗状況)

(4) 「安全は作るもの」ということを忘れていませんか

(5) 安全衛生行政に係るトピックス

(6) まとめ

①-1 熱中症対策の強化（令和7年6月1日法令改正）

もうすぐ始まります。

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が施行されます 」

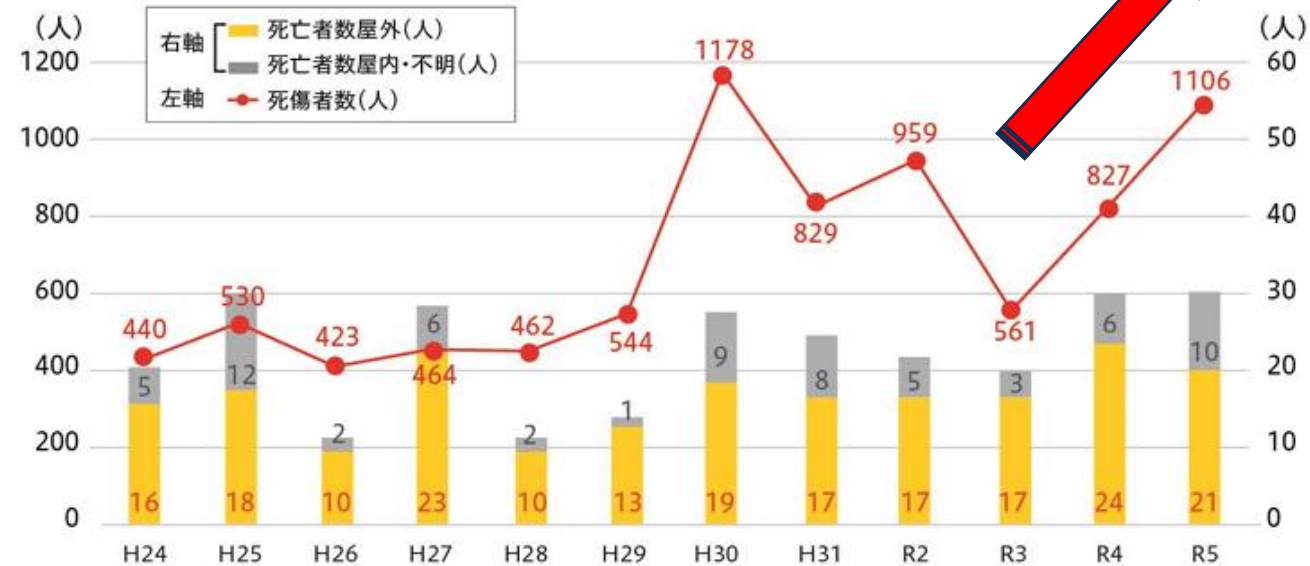
職場における
熱中症対策の
強化について



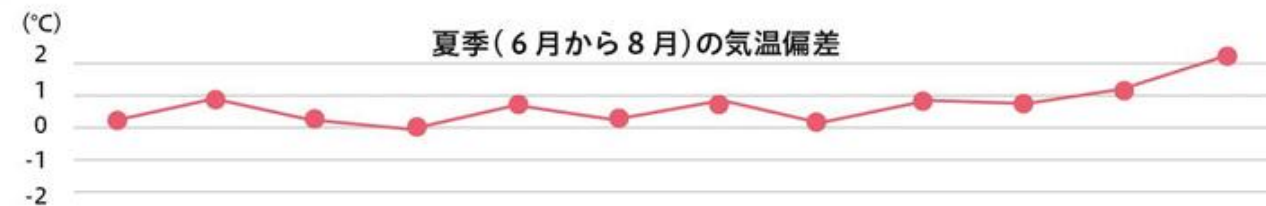
熱中症の法令改正
リーフレットQR

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況 (H24～)

大幅増加



業務上疾病調：厚生労働省 (死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む)



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

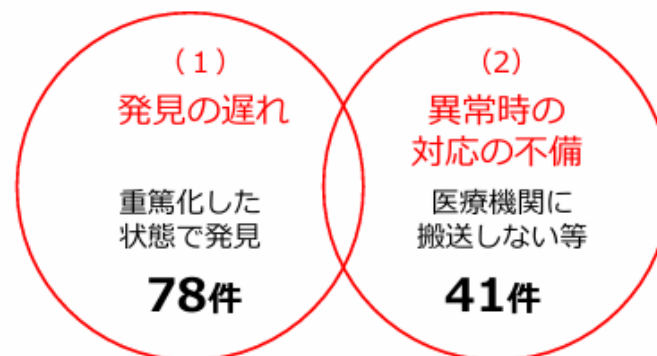
現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

ポイント

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける



（例）作業員の様子がおかしい…

判断する



（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



（例）救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

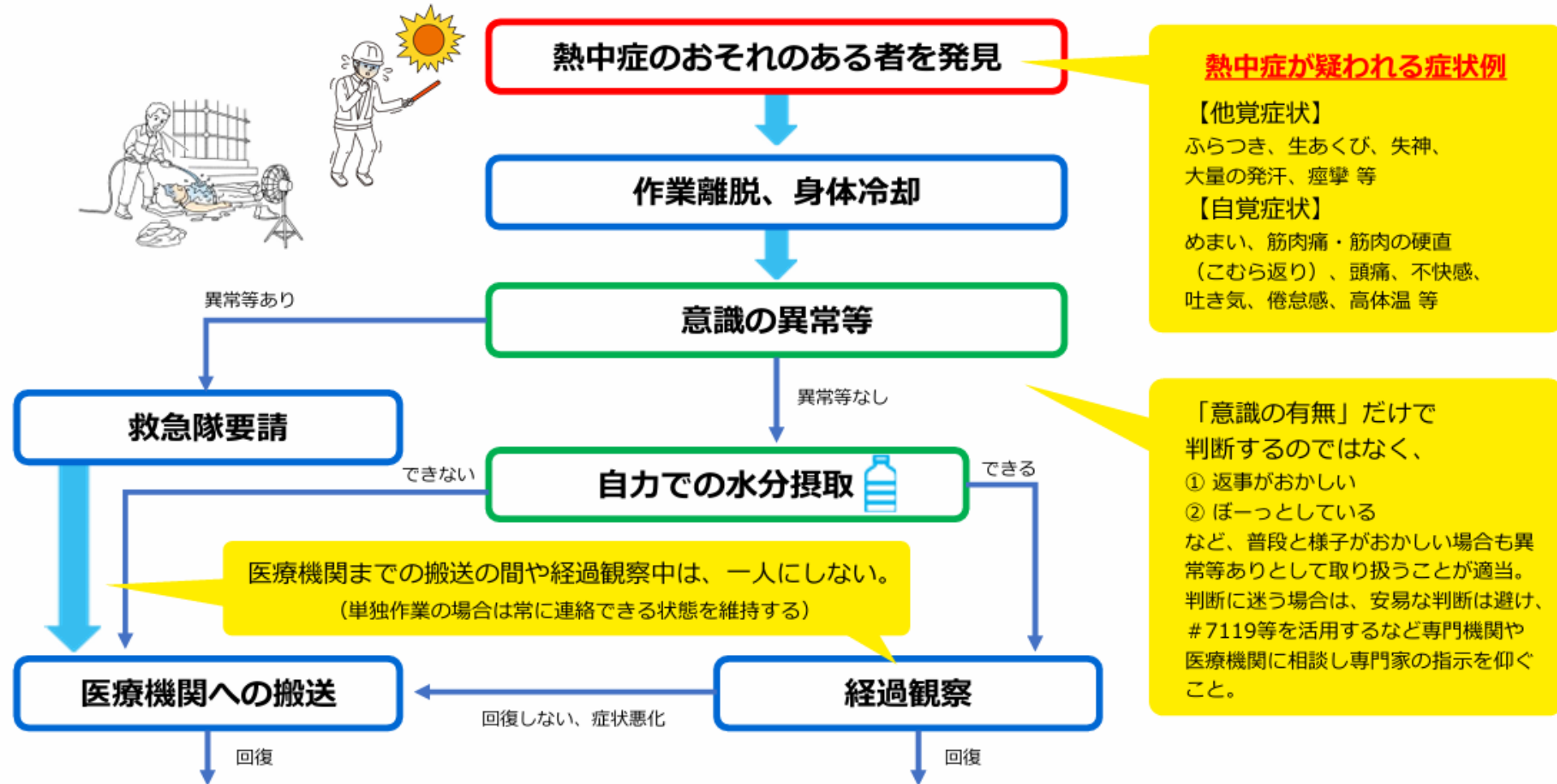
※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。
※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

対象となるのは

「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

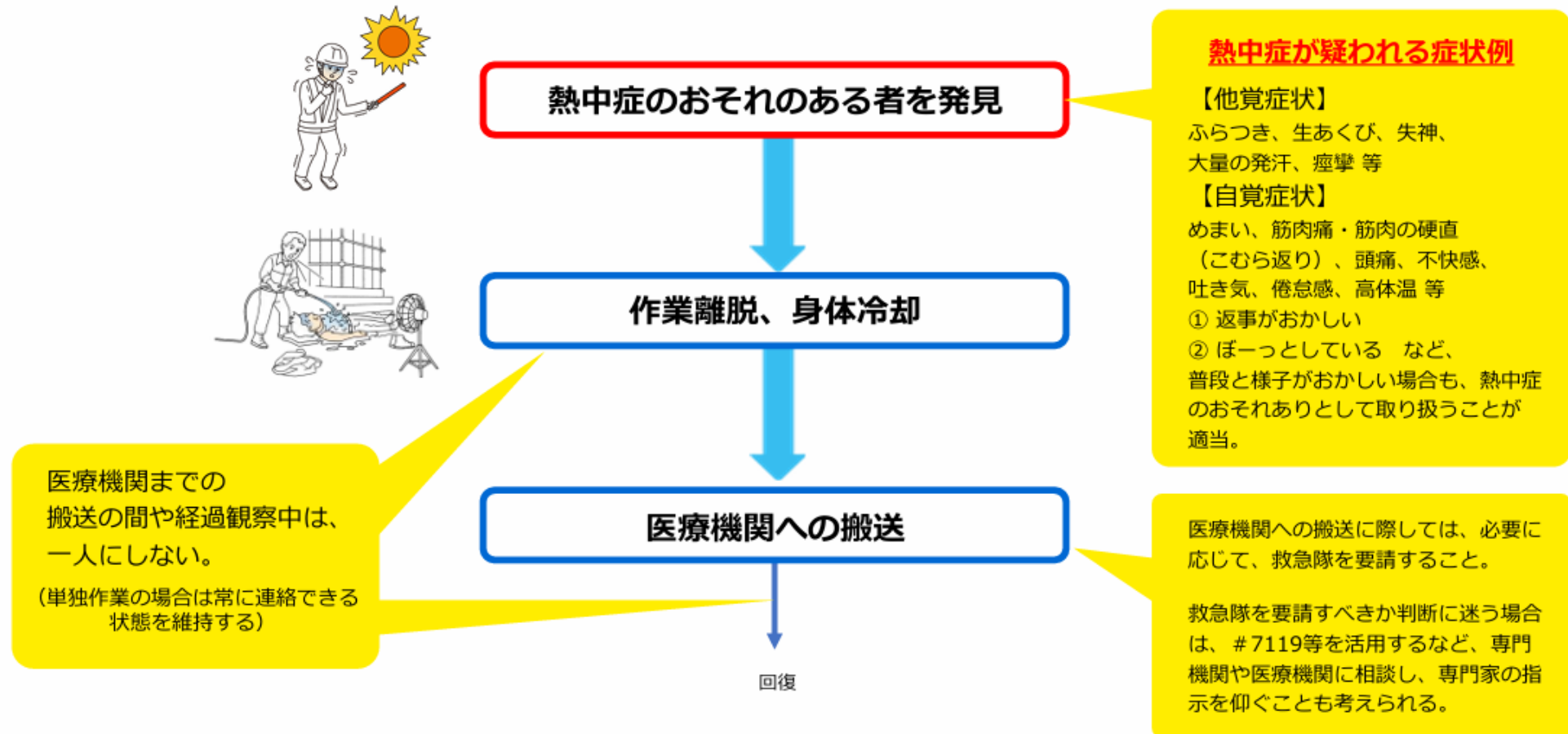
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

①-2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

STOP!
熱中症
クールワーク
キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

◀キャンペーン実施要項

———— キャンペーン期間 ————

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

重点取組期間

7月

にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

①-2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン



WBGT値を活用しよう

WBGT値は「暑さ指数」ともいい、熱中症のリスクが判断できます。
気温だけでなく、湿度や太陽から反射した熱（輻射熱）も考慮した値*です。

WBGT値のリスク区分(例)

注意	警戒	嚴重警戒	危険
25℃未満	25～28℃	29～31℃	31℃以上

WBGT値の状況と予測は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されています。作業開始前にチェックしましょう!

熱中症予防 プラス

- ①日頃からウォーキングなど軽い運動を行い、身体を暑さに慣らしておこう!
- ②作業中は、小まめに水分・塩分を摂ったり冷たいもので手足を冷やしたりしよう!



①-2 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

> 新着情報 > サイトマップ > お問い合わせ



HOME | 職場でおこる熱中症 | 暑さ指数について | 報道発表資料 | 講習会 | 事例紹介 | e-learning | リンク集

学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！ 職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える熱中症ガイド

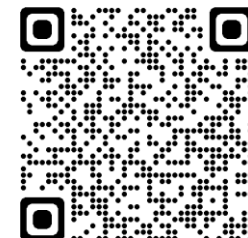


目次	
01 熱中症から命を守る	P4
02 熱中症の基礎知識	P56
03 熱中症の予防	P12
04 熱中症の応急処置	P17
05 熱中症の発生しやすい環境の条件	P56
06 事業主、安全・衛生管理担当者の役割	P63
07 まとめ	P73

CLICK

環境省 熱中症予防情報サイト

検索



②新たな化学物質規制- 1

職場における 労働者が安全に働くために

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
 ※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
 ※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
 ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1

SDS及び作業現場の確認

2

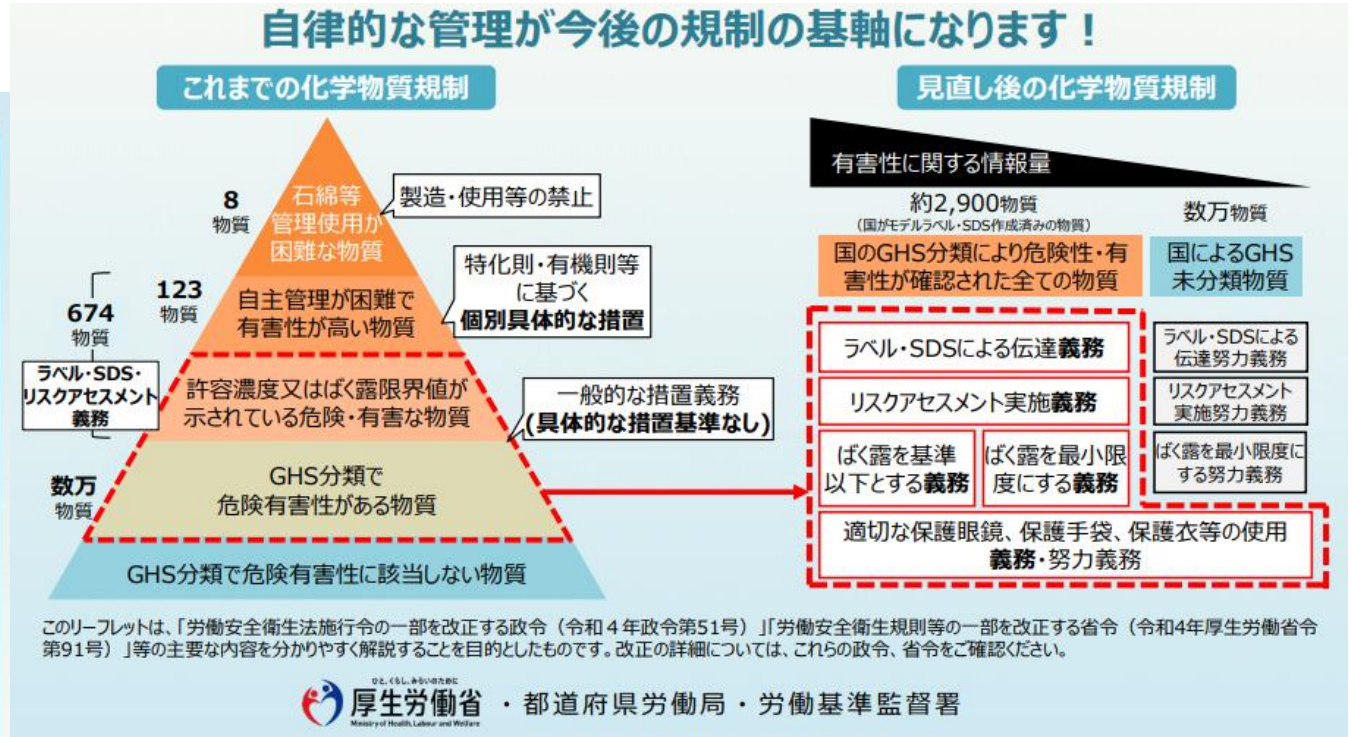
リスクアセスメントの実施

3

保護具の着用
局所排気装置の設置

リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

▶

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。**

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定
左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定
健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

631物質追加

781物質追加

②新たな化学物質規制- 2

【見直し後の化学物質規制の概要】

管理使用が困難な物質 8物質	製造・使用等の禁止
自主管理が困難で有害性が高い物質 123物質 国のGHS分類により危険性が確認された物質 令和6年10月現在 約900物質 ●段階的に追加 濃度基準値設定物質 令和6年10月現在 67物質 ●段階的に追加 令和7年4月施行 631物質 令和8年4月施行 781物質 (令和9年以降も追加の可能性) 国によるGHS未分類物質 (危険性・有害性情報が少ない(不明が多い)物質)	特化則、有機則等に基づく個別具体的な措置義務 ●濃度基準値以下にする義務 ●ラベル表示義務 ●SDS交付義務 ●リスクアセスメント実施義務 ●ばく露を最小限にする義務 ●皮膚等障害化学物質等に対する保護具使用義務
	○ラベル表示の努力義務 ○SDS交付の努力義務 ○リスクアセスメント実施の努力義務 ○ばく露を最小限度にする努力義務 ○皮膚へ健康障害のおそれがないことが明らかでない物質に対する保護具使用の努力義務

②新たな化学物質規制- 3

化学物質を取り扱う事業者の皆さまへ

今年度から始まります！

令和6年度化学物質管理強調月間 2025（令和7）年2月1日～2月28日

化学物質管理強調月間スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、そのうち、危険・有害な物質は約2900程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、従来の特別規制対象となっていない物質の対策を強化し、事業者が自らリスクアセスメントの結果に基づいて適切にばく露防止のための措置を講じるための制度（**新たな化学物質規制**）を導入し、本年4月から全面施行したところで

す。「化学物質管理強調月間」は、職場における新たな化学物質管理の重要性に関する意識の高揚と化学物質管理活動の定着を図ることを目的に、経済産業省、環境省等の各機関の協力を得て、毎年2月に展開します。

事業者の実施事項

- ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
- ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底
- ・ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ・化学物質管理者の選任状況の確認
- ・日常の化学物質管理の総点検 ※ 裏面の自主点検表等を活用してください
- ・事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ・スローガン等の掲示 ※ スローガンは必要に応じて上記4つの中から選択
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

☐ 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。

解説 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。

令和6年4月1日時点のRA対象物はQRコードからご覧ください。

また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、QRコードから確認してください。



☐ 化学物質管理者を選任していますか。

解説 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。

化学物質管理者の選任については、Q&A 10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-1-2をご確認ください。



☐ RAを実施していますか。

解説 リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。

Q&A Q1-1（なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか）

Q1-2（リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか）も参照してください。

厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。RAを実施した場合は、左上の口に✓をつけてください。

Q & A



建設業における
化学物質取り扱い
作業におけるリスク
管理マニュアル



☐ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。

解説 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。

Q&A Q12-1（リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か）

Q12-2（リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか）も参照してください。

③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、左上の口に✓をつけてください。



☐ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

解説 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。

Q&A Q15-1（入手したSDSを労働者に周知しなければならないか）

Q15-2（ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか）も参照してください。



☐ （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。

解説 保護具着用管理責任者の選任については、Q&A 11ページ以降に記載のNo. 2-2-1, 2-2-2をご確認ください。



☐ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。

解説 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。

Q&A Q13-1（SDSはいつ交付しなければならないのか）

Q13-2（ホームページでSDSを提供してもよいのか）も参照してください。



②新たな化学物質規制- 4



職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問い合わせ サイトマップ 検索

労働災害統計

労働災害事例

各種教材・ツール

化学物質

ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

詳しくはこちら

リスクアセスメント支援ツール

詳しくはこちら

リスクアセスメント実施・低減対策検討の支援

詳しくはこちら

関連ページ

詳しくはこちら

労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメントについて

平成28年6月1日、労働安全衛生法が改正され、[SDS交付義務の対象となる物質](#)（※平成30年3月1日時点で673物質）について事業場におけるリスクアセスメントが義務付けられました。

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となります。

製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがあります。

労働災害低減のため、義務付けられている対象物質のみならず、対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。

リスクアセスメント支援ツール

化学物質のリスクアセスメントを支援するため、厚生労働省では様々な支援ツールを作成し公開しています。また、厚生労働省以外でも、国内外の研究機関が様々なリスクアセスメント支援ツールを開発し、公開しております。リスクを見積もる方法や支援ツールは様々あり、ツールの利用は必須ではありませんが、各ツールの特色や作業内容、事業場の状況などを考慮した上で、適切なツールを取り入れて、リスクの見積もりに役立てて下さい。なお、各ツールでは主にリスクを見積もることを支援しているため、ツールでリスクを見積もった後は見積もった結果に基づいてリスク低減措置の内容の検討が必要となります。

<厚生労働省作成のツール>

名称 (リンクをクリックすると概要説明に移動します)	対象	特色	マニュアル・参考	ツールへのリンク
厚生労働省版コントロール・バンディング	有害性	ILO（国際労働機関）が中小企業向けに作成した作業者の安全管理のための簡易リスクアセスメントツールをわが国で簡易的に利用できるように厚生労働省がWebシステムとして改良、開発したもの。液体・粉体作業と主に粉じん則に定める粉じん作業の2つのシステムあり。化学物質の有害性情報、取扱い物質の揮発性・飛散性、取扱量から簡単にリスクの見積もりが可能。平成31年3月から、「液体・粉体作業」でもハザードレベルとして許容濃度を選択することが可能になりました。【初級】	- 液体・粉体作業 - 粉じん作業	- 液体・粉体作業 - 粉じん作業
爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール	危険性	化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを簡単に「知る」ことに着目した支援ツール。ガイドブックでは、化学物質の危険性に関する基本的な内容に加え、代表的なリスク低減対策についても整理されているため、教科書として危険性に関する基礎を学ぶことが可能。【初級】	- マニュアル - 入門ガイド - 概要版 - 全体版	爆発・火災等
作業別モデル対策シート	有害性	主に中小規模事業者など、リスクアセスメントを十分に実施することが難しい事業者を対象に、専門性よりも分かりやすさや簡潔さを優先させ、チェックリスト、危険やその対策を記載したシート。リスクレベルは考慮せずに作業毎に代表的な対策を記載。平成31年3月に粉じん作業を中心に拡充、更新を行った。【初級】	-	作業別モデル対策シート
CREATE-SIMPLE（クリエイト・シンプル）	有害性・危険性	サービス業や試験・研究機関などを含め、あらゆる業種の化学物質取扱事業者に向けた簡易なリスクアセスメントツール。取扱い条件（取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等）から推定したばく露濃度とばく露限界値（またはGHS区分情報）を比較する方法。平成31年3月に、経皮吸収による健康リスクと危険性のリスクを同時に見積もることが可能となりました。【初級】	- マニュアル - 設計基準	CREATE-SIMPLE ver3.0.2版（2024.4更新）

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

